住所　神戸市長田区西代通４丁目６番14号
　金政義　昭和37年12月11日生
　崔裕子　昭和41年６月11日生
　金優香　平成８年３月10日生
　金直希　平成９年６月８日生
住所　神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番７―908号
　朴マリジャ　昭和29年２月７日生
住所　兵庫県西宮市一里山町２番９号
　金早奈　昭和61年12月12日生
住所　兵庫県芦屋市三条町６番28―309号
　許敏子　昭和15年12月19日生
住所　兵庫県西宮市高木東町38番４号
　南貞姫　昭和38年12月１日生
　朴秀昌　平成９年４月８日生
住所　兵庫県川西市南野坂１丁目１番地60
　宋泰成　昭和31年２月25日生
　李純栄　昭和35年８月23日生
　宋志温　昭和61年10月２日生
　宋修智　平成元年６月29日生
住所　兵庫県西脇市高田井町116番地10
　李文誠　昭和43年11月５日生
　李智章　昭和47年10月16日生
　李亮太　平成19年11月20日生
　李凛香　平成22年11月２日生
住所　長野市丹波島２丁目13番地20
　𡈽銀仙　昭和50年12月21日生
住所　長野市大字鶴賀210番地２
　崔成貴　昭和43年６月11日生
住所　広島市安佐北区口田２丁目14番30号
　全善美　昭和47年８月５日生
住所　広島県東広島市高屋町桧山52番地１
　李妙光　昭和61年９月３日生
住所　広島県竹原市中央２丁目15番20号
　李美代子　昭和20年11月17日生
　朴勇　昭和49年４月27日生
住所　東京都日野市平山６丁目６番地26
　孫麗娜　昭和53年９月２日生
住所　静岡県掛川市岩滑1200番地18
　ﾊﾙﾄﾝ・ﾕｷｵ・ｶﾄｳ　昭和37年10月20日生
　杜瑩　昭和49年３月５日生
　ｼｭｳ・ｶﾅｳ　平成21年11月18日生
　ﾋﾛ・ｶﾅｳ　平成24年11月10日生
住所　埼玉県川口市川口１丁目１番３―1202号
　李正　昭和32年１月26日生
　金正美　昭和31年12月１日生
　李正仁　平成元年６月５日生
住所　長野県松本市井川城３丁目３番16号
　李英美　昭和55年９月19日生
住所　静岡県富士市青島町10番地
　吳光敏　昭和53年７月６日生
住所　北九州市小倉北区熊谷４丁目４番７号
　趙哲也　昭和44年12月31日生
住所　福岡県太宰府市通古賀５丁目22番８―202号
　金龍二　昭和46年４月27日生
住所　神奈川県横須賀市池上７丁目13番５―407号
　張隆司　昭和56年９月26日生
住所　兵庫県川西市火打２丁目９番７―201号
　金洋平　昭和52年１月１日生
　金広美　昭和58年４月12日生
住所　兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目18番１号
　金法姫　平成10年５月28日生
　金祐姫　平成12年４月３日生
住所　京都市右京区西院小米町２番地３
　姜毅　昭和49年１月23日生
住所　大阪市港区田中３丁目２番12号
　姜泰浩　昭和30年９月12日生
住所　大阪市生野区田島１丁目15番12号
　金相憲　昭和33年５月11日生
　金裕美子　昭和35年３月13日生
　金仁美　平成６年４月８日生
住所　大阪市東淀川区上新庄２丁目１番24号
　申琴淑　昭和54年１月21日生

## ○法務省告示第四百一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、インドを原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年十月三十一日

法務大臣　谷垣　禎一

| | |
|---|---|
| 氏名 | レイ・ヴィクラム・ナト |
| 生年月日 | 千九百八十一年三月六日 |
| 国籍 | インド |

## ○法務省告示第四百二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年九月一日法務省告示第四百四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月三十一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表カラカミ観光株式会社の項中「北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉三十八番地」を「北海道札幌市南区定山渓温泉東二丁目百十一番二」に改め、同表やまきホテル株式会社の項から株式会社ＨＡＭＡＹＯＵリゾートの項まで、有限会社ホテルきむらやの項、株式会社オハヨーサンの項、魚友株式会社の項及び株式会社古賀乃井の項を削る。

第三号中「平成二十二年九月一日」を「平成二十五年十月三十一日」に改める。

## ○法務省告示第四百三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年十月八日法務省告示第五百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月三十一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表株式会社定山渓グランドホテルの項、北海道ホテル＆リゾート株式会社の項から株式会社オーシャンヴュールー館山の項まで、富士レックス株式会社の項から株式会社箱根湯本園の項まで、富ノ湖ホテル株式会社の項、株式会社リバーサイド・インの項から株式会社タガワの項まで、株式会社五葉の項から株式会社黒船ホテルの項まで、株式会社稲取赤尾ホテルの項、天城自然公園株式会社の項、株式会社大仁の項、有限会社湯元榊原館の項、株式会社サン・サービスの項、株式会社サン浦島の項、株式会社なか平の項から株式会社志摩ビーチホテルの項まで、大和リゾート株式会社皆生グランドホテルの項から株式会社**杖**立観光ホテルひぜんやの項まで、有限会社ホテルニュー松実の項から有限会社山水館の項まで、株式会社ホテル宇奈月館の項、株式会社志賀スキーロッヂの項及び有限会社山岸旅館の項を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 有限会社善吾楼 | 石川県小松市粟津町ワ四十六番甲地 | ホテル業務 |
| 長州観光開発株式会社 | 山口県萩市大字古萩町二十五番地 | ホテル業務 |
| 株式会社湯免企画 | 山口県長門市三隅中二百七十二番地 | ホテル業務 |

第三号中「平成二十二年十月八日」を「平成二十五年十月三十一日」に改める。

## ○法務省告示第四百四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月三十一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号中「平成二十二年十月十三日」を「平成二十五年十月三十一日」に改める。

## ○法務省告示第四百五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月三十一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号中「平成二十二年十月十三日」を「平成二十五年十月三十一日」に改める。